

令和2年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」申請の手引き 改訂対比表  
 公募兼交付申請受付および実績報告提出期限の延長に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
8 2-2	(11) 充電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日 (令和3年 <u>1月29日(金)</u> )までに実績の報告をすること。	(11) 充電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日 (令和3年 <u>2月26日(金)</u> )までに実績の報告をすること。
11 3-1	ただし、実績報告の最終提出期限は令和3年 <u>1月29日(金)</u> となります。	ただし、実績報告の最終提出期限は令和3年 <u>2月26日(金)</u> となります。
12 3-3	<u>(追記)</u>	<u>第6回：10/30</u> <u>第7回：11/30</u>
12 3-4	令和2年5月8日(金)〈予定〉～令和2年 <u>9月30日(水)</u> 〈予定〉 (センター必着)	令和2年5月8日(金)〈予定〉～令和2年 <u>11月30日(月)</u> 〈予定〉 (センター必着)
13 3-5	<u>(追記)</u>	・採択締切日〈予定〉は全事業共通で、5月29日(金)、6月30日(火)、7月31日(金)、8月31日(月)、9月30日(水)、 <u>10月30日(金)、11月30日(月)</u> となります。
13 3-6	なお、 <u>第5回9月30日(水)</u> の採択締切日の場合は、最終の採択締切日になることから受付を不可とします。	なお、 <u>第7回11月30日(月)</u> の採択締切日の場合は、最終の採択締切日になることから受付を不可とします。  <u>第6回：10月30日(金)の場合、10月26日(月)</u> <u>第7回：11月30日(月)の場合、11月24日(火)</u>
16 3-14	・実績報告の最終報告期限は、令和3年 <u>1月29日(金)</u> です。	・実績報告の最終報告期限は、令和3年 <u>2月26日(金)</u> です。
164 13-3	ただし、報告した場合でも実績の最終報告期限は令和3年 <u>1月29日(金)</u> となります。	ただし、報告した場合でも実績の最終報告期限は令和3年 <u>2月26日(金)</u> となります。

ページ・項目	改訂前	改訂後
164 13-4	ただし、実績の最終報告期限は令和3年 <u>1月29日(金)</u> を超えることはできません。	ただし、実績の最終報告期限は令和3年 <u>2月26日(金)</u> を超えることはできません。
195 第4条	交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、令和2年 <u>9月30日(水)</u> とする。	交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、令和2年 <u>11月30日(月)</u> とする。 <u>(改訂日：令和2年9月2日)</u>
198 第9条	交付規程第13条1項のセンターが別に定める日は令和3年 <u>1月29日(金)</u> とする。	交付規程第13条1項のセンターが別に定める日は令和3年 <u>2月26日(金)</u> とする。 <u>(改訂日：令和2年9月2日)</u>
200 (附則)	<u>(追記)</u>	<u>令和2年9月2日改訂</u> <u>1. この実施細則は、審査委員会での承認日(令和2年9月2日)から適用する。</u>

令和2年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」申請の手引き 改訂対比表

目的地充電における入替設置の要件定義変更に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
21 4-2-3	<p>・「入替設置」とは、設置後<u>8年間</u>が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。</p>	<p>・「入替設置」とは、設置後<u>8年以上</u>が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。</p> <p><u>・なお上記に加え、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)に限り、令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に設置後8年以上が経過した充電設備を既に撤去しており、同地点に新たに充電設備を設置する場合、これを入替設置と見做す。</u></p>
22～23 4-3-1	<p>【入替設置】 <u>公募兼交付申請の作成時に、オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」は有で選択し、続けて、既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。</u> <u>設置パターンは「既設充電設備と入替」を選択し、続けて、入替を行う既設充電設備が「補助金<sup>(注1)</sup>を受けて設置した充電設備」か「自費で設置した充電設備」かを選択し、それぞれ基数を入力してください。</u> <u>また、既設充電設備に「補助金<sup>(注1)</sup>を受けて設置した課金装置」がある場合は、その基数も入力してください。</u> <u>全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目やアップロードが必要な写真等が表示されます。</u></p>	<p>【入替設置】 <u>(1) 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)にて、入替設置を行う場合</u> <u>オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」は有で選択し、続けて、既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。</u> <u>設置パターンは「既設充電設備と入替」を選択し、続けて、入替を行う既設充電設備に「補助金<sup>(注1)</sup>を受けて設置している後付け課金装置」の有無を選択してください。</u> <u>全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目やアップロードが必要な写真等が表示されます。</u></p>

ページ・項目	改訂前	改訂後
	<p><u>【補助金を受けて設置した充電設備の場合の表示項目】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既設充電設備のメーカー名、型式、製造番号／シリアル番号、既設充電設備本体の出力のデータ入力、既設充電設備の保証開始日</u></li> <li>・ <u>既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真のアップロード</u></li> </ul> <p><u>【自費で設置した充電設備の場合の表示項目】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既設充電設備のメーカー名、型式、既設充電設備本体の出力のデータ入力、既設充電設備の保証開始日</u></li> <li>・ <u>既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真のアップロード</u></li> </ul> <p><u>【補助金を受けて設置した課金装置の基数を入力した場合の表示項目】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>補助金交付決定番号、課金装置のメーカー名、型式、製造番号／シリアル番号</u></li> <li>・ <u>既設課金装置の取得価格が50万円以上／50万円未満であるかの選択</u></li> <li>・ <u>既設課金装置の銘板等（型式・製造番号等）が確認できる写真のアップロード</u></li> </ul>	<p><u>（２）商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）にて、入替設置を行う場合</u></p> <p><u>オンライン申請システムの「充電設備設置パターン」項目で「既設充電設備の有無」を有と選択した場合、続けて、既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。</u></p> <p><u>「既設充電設備の有無」を無と選択した場合、「令和元年9月1日から令和2年5月31日の間に撤去した既設の充電設備の有無」の選択が可能となりますので、有を選択し、続けて、撤去された既設充電設備がセンターの定める公共用充電設備に該当するか否かを選択し、それぞれの基数を入力してください。</u></p> <p><u>設置パターンは「既設充電設備と入替」を選択し、続けて、入替を行う既設充電設備に「補助金を受けて設置した後付け課金装置」の有無を選択してください。</u></p> <p><u>全てを入力後、「設置事業計画の申告」項目に必要なデータ入力項目やアップロードが必要な写真等が表示されます。</u></p> <p><u>《設置事業計画の表示項目：補助金を受けて設置した後付け課金装置が有の場合》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>既設充電設備のメーカー名、型式、製造番号／シリアル番号、既設充電設備本体の出力のデータ入力、既設充電設備の保証開始日</u></li> <li>・ <u>課金装置の補助金交付決定番号</u></li> <li>・ <u>既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真のアップロード</u></li> </ul>

ページ・項目	改訂前	改訂後
		<p>《設置事業計画の表示項目：補助金を受けて設置した後付け課金装置が無の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設充電設備のメーカー名、型式、既設充電設備本体の出力のデータ入力、既設充電設備の保証開始日</li> <li>・既設充電設備の銘板（型式・製造番号等）が確認できる写真のアップロード</li> </ul>
<p>23 4-3-2. 注2</p>	<p><u>(記載なし)</u></p>	<p><u>注2：商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）にて、令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に設置後8年以上が経過した充電設備を既に撤去しており、同地点に入替設置を行う場合における、既設充電設備および既設課金装置の撤去工事はこの限りではない。</u></p>
<p>84 6-1. (8)</p>	<p>(8) 入替設置については、既設充電設備を設置してから<u>8年間</u>が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。</p>	<p>(8) 入替設置については、既設充電設備を設置してから<u>8年以上</u>が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。</p>
<p>87 6-7</p>	<p>「入替設置」にて申請する場合、「6-6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、<u>8年間</u>経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等<sup>(注1)</sup>）をアップロードし、提出してください。</p>	<p>「入替設置」にて申請する場合、「6-6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、<u>8年以上</u>が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等<sup>(注1)</sup>）をアップロードし、提出してください。</p>
<p>92 7-1. (9)</p>	<p>(9) 入替設置については、既設充電設備を設置してから<u>8年間</u>が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。</p>	<p>(9) 入替設置については、既設充電設備を設置してから<u>8年以上</u>が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。</p>
<p>95 7-6</p>	<p>「入替設置」にて申請する場合、「7-5. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、<u>8年間</u>経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等<sup>(注1)</sup>）をアップロードし、提出してください。</p>	<p>「入替設置」にて申請する場合、「7-5. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、<u>8年以上</u>が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等<sup>(注1)</sup>）をアップロードし、提出してください。</p>

ページ・項目	改訂前	改訂後
106 9-1. (7)	(7) 入替設置については、既設充電設備を設置してから8年間が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。  <u>注1</u>	(7) 入替設置 <sup>(注1)</sup> については、既設充電設備を設置してから8年以上が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。 <u>注1：令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に既設充電設備を既に撤去しており、同地点に新たに充電設備を設置する場合も同様に、撤去された充電設備が設置後、8年以上経過していたこと、および一定需要が見込まれる場所であることを要件とする。</u>  <u>注2</u>
108 9-2	<u>(記載なし)</u>	<u>9-8：「既設充電設備が撤去されている場合の入替設置」にて申請する場合に必要な書類</u>
111 9-6. 注1	<u>(記載なし)</u>	<u>注1：入替設置において、令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に既設充電設備を既に撤去されている場合は撤去時より直近1年間とする。</u>
112 9-7	「入替設置」にて申請する場合、「9-6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、8年間経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等 <sup>(注1)</sup> ）をアップロードし、提出してください。	「入替設置」にて申請する場合、「9-6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、8年以上が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等 <sup>(注1)</sup> ）をアップロードし、提出してください。
112 9-8	<u>(記載なし)</u>	<u>9-8. 「既設充電設備が撤去されている場合の入替設置」にて申請する場合に必要な書類</u> <u>令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由とし、「既設充電設備が撤去されている場合の入替設置」にて申請する場合、「9-6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」、「9-7. 「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備の撤去したことを証する書類（例：産業廃棄物管理票等）をアップロードし、提出してください。</u>

ページ・項目	改訂前	改訂後
		<p><u>【記載の必須項目】</u></p> <p><u>《撤去年月日》</u></p> <p>・<u>充電設備の撤去年月日の記載</u></p> <p><u>《撤去した充電設備情報》</u></p> <p>・<u>充電設備の種類、名称、型式等の記載</u></p>
113 9-9	9- <u>8</u> . 設置事業計画の申告（新規設置）	9- <u>9</u> . 設置事業計画の申告（新規設置）
114 9-10	9- <u>9</u> . 設置事業計画の申告（追加設置）	9- <u>10</u> . 設置事業計画の申告（追加設置）
115 9-11	9- <u>10</u> . 設置事業計画の申告（入替設置）	9- <u>11</u> . 設置事業計画の申告（入替設置）
115 9-11. (1)	<p>(1) 既設充電設備等の情報</p> <p>既設充電設備等の詳細情報を申告する項目は、<u>センターの補助金を受けて設置したか、自費で設置したか</u>により内容が異なります。</p> <p>詳しくは「4-3-1. オンライン申請システムの入力」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設充電設備の保証開始日</li> <li>・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）</li> <li>・既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況</li> </ul>	<p>(1) 既設充電設備等の情報</p> <p>既設充電設備等の詳細情報を申告する項目は、<u>「補助金を受けて設置した後付け課金装置」の有無</u>により内容が異なります。詳しくは「4-3-1. オンライン申請システムの入力」を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設充電設備の保証開始日</li> <li>・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）</li> <li>・既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況</li> </ul> <p><u>また、既設充電設備を撤去されている場合、下記の撤去に関する申告内容の項目が追加されます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>既設充電設備の撤去日</u></li> <li>・<u>撤去した理由</u></li> </ul>